旭川医科大学体育管理施設合宿研修所使用要項を廃止する要項

（令和８年 10 月 14 日学長裁定）

旭川医科大学体育管理施設合宿研修所使用要項(平成 16 年 4 月 1 日学長裁定)は、廃止する。

附　則

この要項は、令和８年 10 月 14 日から施行する。

【制定理由】

合宿研修所については、令和に入ってから利用実績がなく、また、市内に宿泊施設が充実していることから、今後も利用が見込まれないため、本要項を廃止する。